

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise

Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

2010
No.540 8

主な内容 [目次]

p.3 ■トピックス

官公需契約方針発表／下請適正取引等推進ガイドライン改訂

p.4 ■特集

「産業構造ビジョン2010」・「新成長戦略」発表

p.6 ■視点：コンサルタントの目

親族内事業承継計画策定の留意点

p.8 ■ご案内

障害者雇用納付金制度の一部改正について

p.10 ■協賛広告

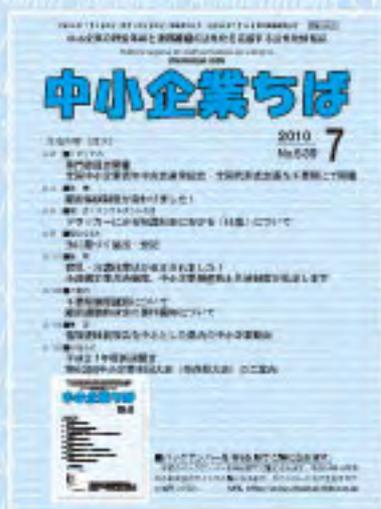
「暑中お見舞い申し上げます。」

p.14 ■景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向

p.15 ■お知らせ

中小企業組合士養成講習会／HP作成研修会



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

関東甲信越静ブロック 中央会・会長会議開催

7月15日、神奈川県において関東甲信越静ブロック中央会・会長会議が開催され、11月18日に奈良県にて開催される「第62回中小企業団体全国大会提出議案」に関し、各都県から提出のあった「組織、金融、税制、商業、労働、総合（景気・予算等）」の6分野について審議が行われた。

中央会との意見・情報 交換会開催

千葉県中小企業団体事務局責任者協会は7月7日午後3時より、千葉市内において「中央会との意見・情報交換会」を開催した。

内容は、中央会の各部署責任者から、「平成22年度支援活動について」の事業概要説明の後、千葉県中小企業団体事務局責任者協会の会員組合（参加者）から、それぞれ組合の運営状況等についての発表があった。

続いて、参加者による懇談が行われ、双方の連携強化を確認するとともに、組合運動の活性化等について意見交換が行われた。

「下請適正取引等推進ガイドライン（改訂版）」発表

中小企業庁はこのほど「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を改訂した。これは、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図ることを目的として定められたもので、企業間取引の改善に役立てようとするもの。これまでに11業種において策定されており、それぞれの業種の特性に応じ、下請代金法や独占禁止法上問題となりうる行為の具体的解説や、望ましい取引事例を紹介し、その普及を図っている。

今回、新たに4業種（鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷）でガイドラインを策定するとともに、既に作成されている3業種（広告、情報通信機器、建材・住宅設備）で改訂を行った。

◎詳細は、中小企業庁HPを参照。

官公需契約方針発表

政府は国等の物品・役務の調達や工事の発注、いわゆる官公需について中小企業者の受注機会の増大を図るための方針（平成22年度

中小企業者に関する国等の契約の方針）をこのほど閣議決定し、発表した。概要は次のとおり。

■中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

行政経費節減のため、競争契約や一括発注の要請が強まっており、中小企業者の受注環境は一層厳しい中、中小企業者の受注機会の増大を図るため、有益な既存の取組（分離・分割発注の推進、同一資格等級区分内での競争、官公需適格組合の活用等）を引き続き進めるとともに、以下の措置を講じる。

(1) 中小企業者の自助努力への強化

中小企業者の官公需に関する個別の相談に対応する体制を作るとともに、官公需情報ポータルサイトの利用を広げる。

①国の発注機関ごとに「官公需相談窓口」を設置

②官公需の仕事探しの相談に応じる「官公需総合相談センター（仮称）」を全国に設置（※）

③中小企業支援機関での支援ツールとして、官公需情報ポータルサイトの利用を促進

（※）「国等の契約の方針」に基づき、新たに「官公需総合相談センター」を都道府県中央会に設置する予定。同センター

では、主に官公需に関する情報の収集及び提供等の業務を行う。（詳細は本誌次号以降に掲載予定）

(2) ダンピング防止対策の充実

人件費割合の高い役務契約において、予定価格を大幅に下回る入札が見えられ、支払資金の削減や下請企業へのしわ寄せ、作業品質の低下等が懸念される。

このため、過度の低価格入札に対するダンピング防止対策の充実を図るため、低入札価格調査制度の適切な活用を図る。

①低入札価格調査において、入札価格内訳書の徴収を徹底

②落札者名の公表を徹底し、公正取引委員会、労働基準監督署などの規制当局による監視に繋げる

③特殊会社に対する努力要請

官公需法に努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対し、国の取組に準じた努力を所管大臣から要請する。（注）国100%出資の会社を想定。

■中小企業者向け契約目標

平成22年度における国等の中小企業者向け契約目標金額
約3兆8566億円

（官公需総予算額に占める割合56.2%）

なお、契約方針が閣議決定されたことに伴い、経済産業大臣は各都道府県知事に対して、国の方針の趣旨を踏まえて官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大のための措置に積極的に取り組まれるよう要請した。

「新成長戦略」閣議決定される

政府はこのほど「新成長戦略（「元氣な日本」復活のシナリオ）」を閣議決定した。

同戦略は、アジアも視野に入れた日本の経済成長の姿について、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現に向け、「実行計画（工程表）」を含めた成長戦略として策定したもので、その骨子は「7つの戦略分野と21の国家戦略プロジェクト」よって「新たな需要と雇用の創造」を図るとしている。

なお、新成長戦略のベースとなる「産業構造ビジョン2010」については、次項「特集」でその概要を紹介します。

◎「新成長戦略」に関する詳細は、経済産業省HPを参照。

- ✚ 収益力を高める産業再編、新陳代謝の活性化
 - ・競争政策（企業結合審査の透明性の確保、中長期・グローバル市場に配慮した企業結合審査への転換）
 - ・企業組織法制（M&A等の組織再編手続きの簡略化・多様化等）
- ✚ 付加価値獲得に資する国際戦略
 - ・国際標準化（10の戦略分野の特定等）
 - ・通商戦略（アジア経済との一体化強化（EPA網拡充、投資協定等）
- ✚ ものづくり「現場」の強化・維持（中小企業の海外市場開拓支援等）
- ✚ 新たな価値を生み出す研究開発の推進
 - ・政府研究開発投資の充実・戦略的活用（GDP比1%を目指す。等）
 - ・産学官が結集した新たな研究開発体制の構築（つくばアーリーナ構想）
- ✚ 産業全般の高度化を支えるIT
- ✚ 産業構造転換に対応した人材力強化
 - ・雇用・人材関係（職業訓練支援強化、日本版NVQ等）

■ 産業構造ビジョン2010 ⇨ 新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～

- ☐ グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略
 - ・スマートグリッドの導入、次世代自動車の普及促進等
 - ・「環境未来都市」構想
- ☐ ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - ・健康関連サービス産業の成長促進（品質基準整備、医行為等グレーゾーンの明瞭化等）
 - ・革新的な医薬品、医療介護ロボット、外国人患者の受け入れ（医療滞在ビザ創設）
- ☐ アジア経済戦略
 - ・パッケージ型インフラ海外展開（重点分野絞り込み、分野別戦略の策定）
 - ・法人実効税率を主要国並みに引き下げる（税率を段階的に引き下げる。）
 - ・アジア拠点化の推進（アジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置等）
 - ・グローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大（ポイント制の活用）
 - ・徹底的なオープンスカイ、保税搬入原則の見直し等
 - ・国際標準化戦略の推進（特定戦略分野のロードマップ策定）
 - ・クール・ジャパンの発信、輸出、海外展開
 - ・アジア太平洋自由貿易圏（FTAPP）の構築を通じた経済連携戦略
- ☐ 観光立国・地域活性化戦略
 - ・「総合特区制度」の創設
 - ・中小企業の海外展開支援パッケージの創設
- ☐ 科学・技術・情報通信立国戦略
 - ・「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化
 - ・産学官連携によるつくばナノテクアーリーナ構想
 - ・研究開発投資の促進（官民でGDP比4%）
 - ・クラウドコンピューティングの総合力の確保
- ☐ 雇用・人材戦略
 - ・幼保一体化等
 - ・「キャリア段位制度」の導入（日本版NVQの創設）
- ☐ 金融戦略
 - ・グローバル市場にも配慮した企業結合規制（審査手続及び審査基準）等の検証と必要に応じた見直し
 - ・M&A等の組織再編手続きの簡略化・多様化のための措置の在り方の検討

◎新成長戦略と産業構造ビジョン2010についての詳細は、経済産業省HPをご参照下さい。
<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004660/index.html#vision2010>

日本の産業の課題と、世界の動きを分析

産業構造ビジョン 2010 ～日本は、何で稼ぎ、雇用していくのか～

「産業構造ビジョン 2010」は、「今日の日本の産業の行き詰まりや深刻さ」を踏まえ、経済産業省に設置された産業構造審議会産業競争力部会において、今後、「日本は、何で稼ぎ、雇用していくのか」をアジェンダに各界有識者との議論を重ね、直嶋大臣の指揮のもと経済産業省の総力を挙げて作成されたものです。（2010年6月3日発表）以下はその概要。

産業構造ビジョンで実現したいこと ～国を挙げて産業のグローバル競争力強化に乗り出す～

1. 世界の主要プレイヤーと市場の変化に遅れた日本産業の「行き詰まり」を直視。
2. 戦後成長の「成功の神話」からの脱却。



政府・民間を通じた「4つの転換」

- I. 産業構造の転換 ～隠れた強みをビジネスにつなげる「新・産業構造」の構築～
- II. 企業のビジネスモデル転換の支援 ～技術で勝って、事業でも勝つ～
- III. 「グローバル化」と「国内雇用」の二者択一からの脱却
～積極的グローバル化と世界水準のビジネスインフラ強化による雇用創出～
- IV. 政府の役割の転換 ～国家間の熾烈な付加価値獲得競争に勝ち抜く～

☞ 国と企業の壁、省庁の壁、国と地方の壁を越え、
グローバル大競争時代に打ち勝つ戦略の構築と実施が不可欠

■ 戦略5分野の強化 ～戦略5分野を、自動車産業なみの成長の柱とする～

- ◇ 産業構造：自動車・エレクトロニクスの「一本足打法」⇒ 戦略5分野の「八ヶ岳構造」へ
- ◇ 付加価値獲得：高品質・単品売り ⇒ 「システム売り」「文化付加価値型」へ
- ◇ 成長戦略要因：環境エネルギー、少子高齢化 ⇒ 制約要因を「課題解決産業」へ

— 戦略5分野の強化 —

- I. アジアの所得弾力性の高い産業
- II. 炭素生産性の高い分野
- III. 少子高齢化による市場拡大分野

- ➡ ①インフラ関連／システム輸出（原子力、水、鉄道等）
- ➡ ②環境・エネルギー課題解決産業（スマートコミュニティー、次世代自動車等）
- ➡ ③文化産業（ファッション、コンテンツ、食、観光等）
- ➡ ④医療・介護・健康・子育てサービス
- ➡ ⑤先端分野（ロボット、宇宙等）

■ 日本の産業を支える横断的施策

- ✚ 日本のアジア拠点化総合戦略
 - ・海外からの高付加価値機能の呼び込みのためのインセンティブ
 - ・グローバル高度人材の呼び込み・育成
 - ・輸送・物流関連の制度改善・インフラ強化（オープンスカイの推進 等）
 - ・戦略拠点の創設
- ✚ 国際的水準を目指した法人税改革
 - ・法人実効税率の国際的水準（25%～30%）を目指した引下げ
 - ⇒早急に取り組むべき課題として、まず、5%程度の法人税率引下げ

「エンサルの目」

親族内事業承継計画策定の留意点

〜新納税猶予制度活用のポイント〜

手遅れになりがちな

親族内承継対策

「自分で始めた事業を息子に継がせたいが、当の本人は何故か親の商売を継ぎたがらない。」一方、「自分の育てた会社には、自分と苦勞を共にした役員がいて、たとえ息子が継いだとしても上手く意見が合うかどうか心配だ。」更に、「息子には姉妹が何人もいてそれぞれ生計を営んでいるが、承継できる財産は自分名義の自社株が大半で、これをどう処理したら良いかわからない。」・事業承継のことは頭から離れないものの、あれやこれや考えると悩みが多く、「あらためて話を切り出せないまま、日常の雑事にかまけて年月を過(こ)してしまっている。」といったことが多いのではないかとと思われる。その結果、後継者も決まらないうまま、多額の自社株を残して突然あの世に旅立ってしまう。しかし、相続財産とし

て残された自社株はその性質上厄介な問題を内蔵しており、得てして後継者が経営権を掌握出来ない事態が生じる怖れが多分にある。そのため、自社株の後継者への集中的承継を図る事前対策が是非とも必要になってくる。

自社株は分割されず、法定相続人の共有財産になる

相続対象となる自社株は法定割合に応じて一株単位で相続人に分割されると考えがちであるがそうではない。民法上、「一株が法定割合で共有され、分割が終了するまで遺産は共有財産として扱われる。」そして会社法上は「たとえ後継者が既に幾らかの株式を所有しているとしても、相続によって3分の2以上の持分に達しない場合は会社の経営権を掌握できない。」逆に共有株式が支配する場合、「その議決権行使者は株式の共有者が決定する」こととしており、「共有者

の意見が一致しない場合は、持分の過半数によって決められる。」そのため、法定相続者の姉妹株主が結託して後継者に対抗した場合、共有株式の割合が3分の2以上を占めていれば、逆に後継者を排除してしまうことが可能になる。そこで、昨年成立した新納税猶予制度では、「発行済株式議決権総数の3分の2を限度として、対象となる非上場株式については相続税の8割を納税猶予する。」こととし、後継者への集中的承継を促進しようとしている。

民法上、法定相続人の遺留分は犯すことが出来ない

民法上自社株は個人財産と看做され遺産相続の対象とされる。したがって、相続による法定相続人への遺留分分配によって自社株が散逸し、後継者への集中的承継が阻害されることが憂慮される。しかしながら、一方で企業は多くの従業員を雇用しており、社会的役割を担っているのであって、その意味において、会社の存続に必要な自社株式の安定した承継を確保することは、他の個人財産と異なり、十分な政策的意義を持つていることになる。新納税猶予制度では、企業の雇用を維持することを条件に、経営権を持った自社株式の後継者への生前一括贈与について贈与税を納税猶予することを認めると共に、「生前一括贈与した自社株については相続税の遺留分算定の基礎財産に算入しない(除外合意)、あるいは算入したとしてもその評価額を一括贈与時の価額に固定する(固定合意)」旨の「民法特約」を定めている。なお一括贈与した自社株については、贈与者の死亡と同時に「贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予に切り替える」措置を定めることで、割高な贈与税率の適用を回避している。

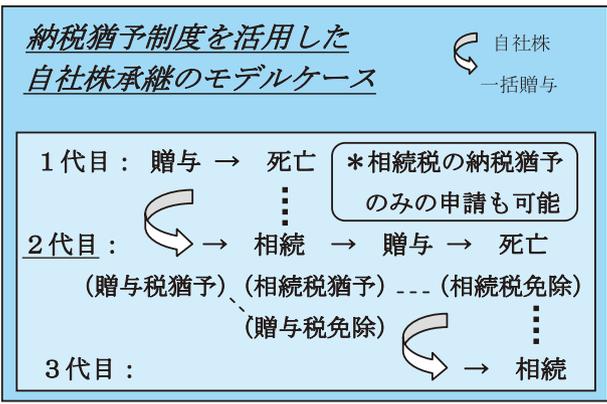
「新納税猶予制度」は親族内事業承継のガイドライン

こうした特典のある「新納税猶予制度」も、無条件に申請適用できるかという点必ずしもそうではない。確実な承継の実行を担保するための申請条件とその実施を確認するための関所が長期間に亘り設けられている。この制度が想定する承継計画を実施に移すには、最短期も四年間の準備期間と五年間の経営承継期間が必要であり、一定の条件から少しでも逸脱することがあれば納税猶予が認められないことになるので、申請にあたっては慎重な準備が不可欠である。しかし、見方を変えて、そうした条件を「承継を成功裏に実施するためのガイドライン」と捉えて積極的に活用することができるならばそれに越したことはない。以下、この制度が想定するシナリオに沿って親族内承継のポイントを探ってみよう。

後継者を役員に据え、最低3カ年の後継者教育が必要

先ず、贈与者が元気のうちに事業承継計画をたて、贈与税の納税猶予について経済産業大臣の事前

確認を受けなければならない。その際「後継者の3年以上に亘る役員経験と代表者への就任」「保有株式の一括受贈と経営権掌握」「贈与者の役員退任」等が条件となる。更に株式の受贈後、経済産業大臣の認定を受け、その後5カ年に亘って雇用の80%以上を維持しなければならない。



「後継者としての教育」や、いわゆる承継のための「企業の磨き上げ」が済んでいなければならないというこ

とになる。そのため準備としては、先ず家族会議で息子を後継者にすることを決定し本人に十分な自覚を促す事が必要であり、その際、息子の姉妹達には、遺留分を考慮した遺贈を約束する旨の公正証書遺言をしたためることで、後々遺産を巡る争いが起きないようにしておく。更に一年後には、いよいよ息子を取

縮役に据えるについて会社内部の役員や従業員に事業承継計画を発表し、承継後の組織体制づくりに取り掛からなければならない。後継者には計画的ローテーションにより主要なポストを経験させ、必要な経営管理の知識とノウハウを一通り身に付けさせる。その際、後継者自身に承継後の事業計画を立案させ、周囲の協力が得られるよう配慮することが必要である。もし古参の役員などがいて後継者の経営方針に合わないようであれば、後継者の代表取締役就任に合わせて役員の刷新と若返りを図ることも有効である。経営者の世代交代を機に企業自体の経営革新を成し遂げ、第二創業を果す例は決して珍しくない。

三代目は、相続税納付か再度の納税猶予適用かを選択

贈与税とほぼ同様の条件の下、相続税の納税猶予についても贈与者が存命中に経済産業大臣の確認申請を行い、相続の開始後8ヶ月以内にその認定を受けなければならない。なお、始めに納税猶予の適用を受けた直後の5年間は事業継続義務が課せられていて、「雇用の維持」等の要件を満たさなければならぬ。その間毎年経済産業大臣への報告と税務署長への継続届出書の提出が必要となる。その後も対象株式を継続保有すれば猶予の継続が可能で、その間3年毎に継続届出書を税務署長へ届出することになる。

黄金株等の種類株式を発行してリスク・ヘッジする

持株の全てを生前一括贈与することに不安を覚える向きがあるかもしれない。また、持株の一部を後継者の姉妹に分与しなければならぬことがあるかもしれない。これらに対しては、夫々「黄金株」「議決権制限株式」といった種類株式を発行して固有のリスクに備えることが可能である。これらも始めの計画段階で対処すべき事項である。
(中小企業診断士 新井将平)

3. 除外率設定業種の除外率がそれぞれ 10%ポイント引き下げられることになりました。

平成 21 年 4 月 1 日から次の 4 及び 5 が施行されています。

4. 企業グループ及び事業協同組合等に関する雇用率算定の特例が創設されました。

○一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、企業グループ全体で納付金の申告等を行うことになりました。

○中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、事業協同組合等（特定組合等）とその組合員のうち特定事業主を合わせて納付金の申告等を行うことになりました。

→事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。

- ・事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合

→厚生労働大臣の認定の申請については、ハローワークで受け付けています。

5. 親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等が、調整金等を分割して受給できることになりました。

○分割して受給できる事業主は、雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けた場合に限られます。

○分割支給先は、1 支給決定につき 10 社以内です。

○個々の分割支給額の千円未満の端数は、500 円となります。

☆分割支給の例

親事業主申請額 600 万円		(支給額)
	→ 親事業主	100 万円
	→ 特例子会社	300 万円
	→ 関係会社	100 万円
	→ 関係会社	50 万円
	→ 関係会社	50 万円

※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。

※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成 23 年 4 月開始となります。

◎障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に係るお問合せは、

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 納付金部 (<http://www.jeed.or.jp/>) 東京都港区海岸

1-11-1 Tel:03-5400-1624 または、千葉労働局職業対策課 Tel:043-221-4391 まで。

■ 案 内

事業主の皆さまへ

「障害者雇用納付金制度」が一部改正されました

中小企業における障害者雇用の促進及び短時間労働に対する障害者のニーズへの対応などをねらいとして、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 96 号）が成立し、平成 21 年 4 月から段階的に施行されています。これに伴い、このほど「障害者雇用納付金制度」の一部が次のように変わりました。

平成 22 年 7 月 1 日から次の 1 から 3 ままでが施行されました。

この改正に係る納付金申告・調整金申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、

平成 23 年度（対象期間：平成 22 年 7 月から平成 23 年 3 月まで）から開始されます。

1. 新たに、常用雇用労働者数 201 人以上 300 人以下のすべての中小企業に障害者雇用納付金の申告を行っていただくこととなりました。

◎雇用障害者数が法定雇用率（1.8%）を ————
超えている → 調整金の支給
下回っている → 納付金の納付

☆制度の適用から 5 年間は、納付金の減額特例が適用されます。

常用雇用労働者が 201 人以上 300 人以下の事業主

平成 22 年 7 月から平成 27 年 6 月まで

納付の額 = (法定雇用障害者数 - 雇用障害者数) × **4 万円** (1 人月額)

※常用雇用労働者 301 人以上事業主の納付金の額は 5 万円 (1 人月額)

※障害者雇用調整金は、2 万 7 千円 (1 人月額)

☆平成 27 年 4 月 1 日からは、101 人以上の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

2. 週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者を労働者等に加えて納付金の申告等を行っていただくこととなりました。(労働者の数および雇用障害者数ともに算入)

◎実雇用障害者数をカウントする場合

→ 重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、0.5 カウント

○算定の基礎となる常用雇用労働者の総数をカウントする場合

→ 短時間労働者は 0.5 カウント

☆雇用障害者数のカウントの方法は次のとおり。

週所定労働時間	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体・知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5

<p>千葉県醤油工業（協） 代表理事 太田 昭吉</p>	<p>千葉県石油（協） 理事長 堀江 亮介</p>	<p>関東自動車共済（協） 代表理事 小長谷政幸</p>	<p>千葉県農業機械商業（協） 代表理事 小関 邦夫</p>	<p>千葉県製麺工業（協） 代表理事 佐藤 一郎</p>
<p>千葉県遊技業（協） 代表理事 大城 正準</p>	<p>千葉県自転車軽自動車（協） 代表理事 古川 博章</p>	<p>千葉総合卸商業団地（協） 代表理事 石田 一太郎</p>	<p>千葉県コンクリート製品（協） 理事長 池田喜美夫</p>	<p>千葉県印章（協） 代表理事 宮崎 勝治</p>
<p>千葉船業（協） 代表理事 田原 安</p>	<p>千葉市街地開発コンサルタント（協） 代表理事 嶋田 俊明</p>	<p>千葉化学工業薬品（協） 代表理事 岡田 隆治</p>	<p>（協）千葉電設協会 代表理事 田中 宏幸</p>	<p>千葉県産業廃棄物処理業（協） 代表理事 岡林 聰</p>
<p>（協）千葉県鐵骨工業会 代表理事 古橋 久</p>	<p>千葉県セメント卸（協） 代表理事 矢島 一郎</p>	<p>千葉県建設防水工事業（協） 代表理事 鹿島清太郎</p>	<p>千葉県測量設計補償（協） 代表理事 中嶋 敏夫</p>	<p>千葉市廃棄物リサイクル事業（協） 代表理事 飯田 俊夫</p>

協賛広告

<p>千葉鉄工業団地 (協) 代表理事</p> <p>坂戸 誠一</p>	<p>千葉市工業センター (協) 代表理事</p> <p>柿本 幹夫</p>	<p>(協) 千葉個人タクシー事業団 代表理事</p> <p>岡田 弘光</p>	<p>千葉県板硝子商工 (協) 代表理事</p> <p>小林 春巳</p>	<p>千葉トヨベット整備工業 (協) 代表理事</p> <p>勝又 隆一</p>
<p>千葉青果商業 (協) 代表理事</p> <p>上野 宏幸</p>	<p>千葉県貿易 (協) 代表理事</p> <p>横山 吉雄</p>	<p>(協) シー・ソフトウェア 代表理事</p> <p>田中 慎吾</p>	<p>(協) シー・ティー・ティー 代表理事</p> <p>青沼 彰</p>	<p>市原市管工事 (協) 代表理事</p> <p>根元 精一</p>
<p>送変電機器千葉 (協) 代表理事</p> <p>菊池 康文</p>	<p>千葉県保険流通 (協) 代表理事</p> <p>矢部 元茂</p>	<p>市川ストアサークル (協) 代表理事</p> <p>原 一郎</p>	<p>船橋機械金属工業 (協) 代表理事</p> <p>板谷 直正</p>	<p>船新青果小売商業 (協) 代表理事</p> <p>藁 國夫</p>
<p>船橋総合卸商業団地 (協) 代表理事</p> <p>飯ヶ谷岐美夫</p>	<p>千葉学習塾 (協) 代表理事</p> <p>長谷川洋男</p>	<p>ふなばしインタックス (協) 代表理事</p> <p>篠原 敬治</p>	<p>松戸総合卸売センター (協) 代表理事</p> <p>佐藤 清</p>	<p>松戸ビル管理業 (協) 代表理事</p> <p>山下 勉</p>

<p>野田市再資源化事業 (協) 代表理事 西村 久行</p>	<p>柏市工業団地 (協) 代表理事 藤井 秀美</p>	<p>柏市管工事 (協) 代表理事 青山 貞夫</p>	<p>柏駅前第一商業 (協) 代表理事 三好 迪夫</p>	<p>流山トラック事業 (協) 代表理事 伊ヶ谷武雄</p>
<p>流山工業団地 (協) 代表理事 高橋 啓治</p>	<p>浦安貝類加工 (協) 代表理事 泉澤 正博</p>	<p>浦安市書店 (協) 代表理事 小林 栄喜</p>	<p>浦安建設 (協) 代表理事 鹿野新一郎</p>	<p>浦安市リサイクル資源 (協) 代表理事 醍醐 辰雄</p>
<p>印旛食肉センター事業 (協) 代表理事 小川 進</p>	<p>(協) 酒々井ショッピングセンター 代表理事 細谷 篤</p>	<p>四街道工業団地 (協) 代表理事 清水 敬陽</p>	<p>臼井ショッピングセンター (協) 代表理事 野口 恭義</p>	<p>(協) 佐原信販 代表理事 鈴木 重夫</p>
<p>千葉県木材市場 (協) 代表理事 吉岡 實</p>	<p>東金市ガス工事業 (協) 代表理事 鈴木 寿郎</p>	<p>山武管工事業 (協) 代表理事 加藤 洋三</p>	<p>(協) 東金ショッピングセンター 代表理事 中村 秀朗</p>	<p>長生郡市管工事 (協) 代表理事 小関 正幸</p>

協賛広告

<p>千葉県建設業(協)連合会 代表理事</p> <p>石井 良典</p>	<p>小湊旅館業(協) 代表理事</p> <p>稲葉 靖</p>	<p>千葉県漬物工業(協) 代表理事</p> <p>古宮 真一</p>	<p>金田魚介類仲買(協) 代表理事</p> <p>齋藤 剛一</p>	<p>大原中央商店街(協) 代表理事</p> <p>土屋 利夫</p>
<p>千葉県鍍金工業組合 代表理事</p> <p>柴崎 三郎</p>	<p>千葉県牛乳商業組合 代表理事</p> <p>高橋 束</p>	<p>千葉県印刷工業組合 代表理事</p> <p>日暮 秀一</p>	<p>千葉県電機商業組合 代表理事</p> <p>佐々木 義</p>	<p>柏市廃棄物処理業(協業) 代表理事</p> <p>鈴木 隆</p>
<p>千葉県官公需適格組合 受注促進協議会会長</p> <p>鹿野新一郎</p>	<p>千葉県自動車販売店協会 会長</p> <p>麻生 茂</p>	<p>(社)千葉県エルピーガス協会 会長</p> <p>小野口壽一</p>	<p>(振興) 柏二番街商店会 代表理事</p> <p>石戸新一郎</p>	<p>千葉県中古自動車販売 商工組合代表理事</p> <p>北島 久男</p>
	<p>千葉県中小企業団体青年中央会 代表幹事</p> <p>山口 真延</p>	<p>千葉県中小企業福利厚生協議会 会長</p> <p>柴崎 三郎</p>	<p>千葉県異業種交流 融合化協議会会長</p> <p>本田 周</p>	

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
6月

■漬物製造 [県下全域]
収益が減少している。

■豆腐製造 [県下全域]
前月同様、新ルート確立の為の

商談は順調に進んでいる。

■めん類製造 [県下全域]
5月の連休明け以降、飲食店関

係が不振。業務用が主体の中小組

合員は苦戦している。

■牛乳小売 [県下全域]
業界の動きとして、高齢化によ

る廃業が目立つ。

■シャツ製造 [千葉県・東京都]
前月後半から一段と景気が低迷。

海外生産も一段落した様子。

■製材 [県下全域]
雇用情勢の悪化などによる個人

消費の低迷の影響を受け、木材業

界は大変厳しい状況が続いている。

■製材 [木更津]
6月は南洋材船が一船のみの人

港。在庫原木の圧縮に努めている。

競争に晒されている。

■生コン製造 [県下全域]
最近民間設備投資に明るさが出

てきた。マンション等、停滞物件が

動き始める等、新たな物件が具

体化されてきた。下期には期待。

■電機鍍金業 [県下全域]
6月に入り業況は前月・前年度

比より悪化。波が大きくなること

を心配している。

■鉄工業 [千葉]
全体として、徐々に持ち直し傾

向という最近の基調に変化はない。

その中で、建機関連メーカーが、久

しぶりに2直生産体制に入り、増

産対応を始めたことが明るい材料。

■機械部品製造 [野田]
総体的に資金難であり、深刻な

状況にある。廃業、整理等の噂が

多く、一部を除き、回復どころか、

一段と厳しい状況である。

■食肉卸売 [千葉市他]
豚の価格が好転した。業界の動

きとしては、口蹄疫の防疫対応に

追われている。

■建築材料卸売 [県下全域]
需要減少傾向歯止めかららず。

内需型産業にとつては当分回復す

ることは期待できない。

■自動車解体業 [県下全域]
素材価格は下落傾向。その他、

あまり変化はしていない。

■小売 [柏]
販売価格の下落傾向が続き、収

益を悪くしているが、さらに夏物

商品の見切り時期が年々早くなり、

収益悪化に拍車をかけている。

■電気機器小売 [県下全域]
昨年はエアコンが天候不順で売

れなかったが、今年は蒸し暑い日が

続き売上は順調の模様。加えて、

薄型テレビが順調に伸びている。

どによって、斑模様で推移。

■小売 [東金]
昨年に増してファッション関連

バーゲンセールが早まっている。食

品関係は、価格の低下による競合

店との戦い。来店客は居るのに購

買行動が減退している感がある。

■小売 [野田]
具体的な景気回復に繋がる材料

が乏しい。

■印鑑小売 [県下全域]
需要の停滞・販売価格の低下・

流通の変化・競争の激化等などで、

販売不振、売上減少に苦しんでい

る。印章だけでなく、新しい業の

柱の模索が大きなテーマ。

■小売・サービス [柏]
衣料品は全く底で推移。販売点

数では余り落ちていないのだが、単

価の落込みが厳しく、結果として

売上減に。気候による影響も大。

■遊覧船 [鴨川]
前年上半期はアクアライン値下

げの効果があつたが、その後、高

速道路料金が全国一律千円になっ

てからは客足も下がり、そのまま

本年度に移行している感じ。

■一般廃棄物処理 [県下全域]
毎年6月は仕事量が落ち込むが、

本年度の仕事が除々に減りつつ

が、依然厳しい状況である。

■建設業 [県下全域]
4～6月の受注状況を見ても

と、千葉北総地区は昨年と同様で

あるが、海匝、香取、山武、夷隅

は低調である。

■貨物運送 [野田]
6月は5月に比較して売上は伸

びたものの、浮かれた気分にはな

れない状況である。6月後半になっ

て、気温が上昇し湿度も上昇した

ため、農作物の生育は順調な気配

お知らせ

中小企業組合士養成講習会

わが国経済は、一昨年のリーマンショックに端を発した経済・金融危機から、立ち直りつつある、という声もようやく聞かれるようになりました。

しかし、地域の経済と雇用を支える中小企業をめぐる環境は未だ厳しい状況です。また、組合の中には設立目標が希薄になり、共同事業への参加意識が乏しくなっている組合員も少なくないとの話も耳にします。

こうした中、中小企業並びに中小企業組合が停滞する状況を打開し、存続・発展していくためには、人材の育成（事務局機能の強化）に努めていくことが肝要です。

このため、本会では中小企業組合関係者を対象に、組合の運営、会計等の基礎的・実務的知識の習得を目的とした講習会を開催いたします。

この講習会は、組合実務の専門家である「中小企業組合士」の養成講座も兼ねており、本年12月5日（日）、東京その他の会場で予定されており「中小企業組合

検定」に向けた受験対策にも適しています。

組合運営に携わる役職員の方々、また組合設立後間もない組合におかれましては、ぜひ多数の方が受講されますようご案内申し上げます。

■日程・カリキュラム

▽時間はいずれも午後1時15分～4時30分

▼9月22日（水）

▽【制度】中小企業論・中小企業組合論、組合制度（制度史）▽【会計】組合士受験のための会計基礎

▼9月28日（火）

▽【制度】中小企業等協同組合法の解説▽【会計】組合士受験のための会計決算

▼10月13日（水）

▽【制度】団体の基礎・商店街振興組合法の基礎・組合制度練習問題（過去問）▽【運営】組合事務管理の実務

▼10月19日（火）

▽【運営】組合運営通論・組合運営各論▽【運営】中小企業関係法律と諸施策

▼10月28日（木）

▽【会計】税務に関する出題のポイント▽【運営】労務管理・労働

法通論

▼11月11日（木）

▽【会計】組合会計（問題演習）

▽【運営】組合運営（問題演習）

■場所▽中小企業会館1階会議室

■受講料▽1科目1000円（全科目3000円）

講習はレジュメを用意します

が、別途中小企業組合検定試験テキスト（有料）もご案内しておりますので、詳しくは経営支援部までご照会下さい。

◎お申込・お問合せは本会経営支援部まで Tel043・306・3282

第62回中小企業団体全国大会（奈良大会）のご案内

今年度の全国大会は、奈良県奈良市にて開催されます。

■日時▽11月18日（木）

■場所▽なら100年会館

本大会は、全国の中小企業団体の代表者等が一堂に会し、自らの

決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の

整備拡充を訴え、組合組織を基盤

とした中小企業の安定的発展と豊かな

社会の実現を期すものであります。本大会を有意義なものにするため、多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、今回は豊かな自然の中で歴史が息づく、遷都1300年の奈良を満喫していただけるような観光も企画しておりますので、併せてご参加下さい。

◎お申込・お問合せは本会総務部まで Tel043・306・3281

組合の政治的中立の原則

組合法第5条第3項、団体法第7条第3項、商振法第4条第3項で「組合は、特定の政党のために利用してはならない。」と定められております。

これは中小企業が共同事業を行うための組合が、その目的を逸脱して、特定の公職選挙の候補者を推薦したり、総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を決議することはできませんので、ご注意下さい。

なお、これは組合の健全な発展のための議会等への陳情等までを禁止するものではありません。

ホームページ作成研修会

インターネットの進展・普及に伴い組合等のホームページによる

情報発信の重要性（組合活動のPR、会員相互の情報交換、組合員の利益拡大、社会的存在意義の拡大等）は益々高まっています。しかし、昨今の情報化社会に対し、組合のIT化推進は、未だ不十分であるというのが実情です。

そこで本会では、組合事務局の情報担当役員を対象に、ホームページ作成研修会（無料）を開催いたします。組合の情報発信能力の向上や促進を図る上で組合役員

の受講をお勧めします。

■日程・カリキュラム（2部構成）

▽時間はいずれも午前9時30分～午後4時30分

■第1部「基礎編」

▼8月10日、11日、17日、18日

▽ホームページ作成のための基礎知識を習得するための講座を実施する。（専用ソフト使用）

■第2部「応用編・実践編」

▼8月24日、25日（応用編）、31日、9月1日（実践編）

▽ホームページ作成のための記述言語を使用した作成手法を見映えがするページには欠かせない画像処理加工技術等について学ぶ。

◎お申込・お問合せは本会経営支援部まで Tel043・306・3282